破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第１３４号
函館市弥生町６番72―704号
債務者　池田　正幸
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第１３５号
函館市深堀町32番１―301号
債務者　坂上まゆみ
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
函館地方裁判所

平成２９年（フ）第３０号
岐阜県大垣市築捨町１丁目272番地１　リバーズマンション築捨Ⅲ　101号室
債務者　加藤　健一
1　決定年月日時　平成29年５月25日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２９年（フ）第２２号
山形県酒田市駅東２丁目18番地の14　シェラトン・サウス2208号
債務者　富樫　祐介
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第２３号
山形県酒田市若竹町１丁目８番８号
債務者　鈴木　文子
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第２８号
山形県酒田市新橋４丁目11番地の25
債務者　佐藤　香織（旧姓小沼）
1　決定年月日時　平成29年５月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
山形地方裁判所酒田支部

平成２９年（フ）第７６号
静岡県浜松市北区根洗町1266番地　タウニーホワイトベル101号室、前住所静岡県浜松市東区積志町714番地の２　コーポフルフル102
債務者　平野　晋吾
1　決定年月日時　平成29年５月24日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月14日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２９年（フ）第３０２号
さいたま市見沼区春野１丁目８番３―102号
債務者　高橋　　聡
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第３０９号
埼玉県川口市大字里1653番地　エスティプレイス408号
債務者　清水絵美子
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４３２号
埼玉県白岡市彦兵衛22番地114、旧住所埼玉県三郷市彦成４丁目４番21―809号
債務者　渡辺　朋美
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第４３８号
さいたま市見沼区大字東宮下409番地１　蓮見ハイツ106
債務者　横山　雅之
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第５０２号
埼玉県幸手市大字上高野1641番地―408号　高野台ビューパレー
債務者　羽賀　真弓
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２９年（フ）第２７０号
埼玉県越谷市大字袋山2009番地６、旧住所東京都足立区南花畑２丁目17番５―401号
債務者　川上　年男
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２７８号
埼玉県三郷市三郷１丁目12番地７　グランドールM201
債務者　安斎めぐみ
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２８０号
埼玉県越谷市大字大房1003番地１　サンパレス越谷206
債務者　東　　敬介
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２９１号
埼玉県春日部市内牧5031番地１　クレストール春日部102号
債務者　山中　邦泰
1　決定年月日時　平成29年５月24日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２９年（フ）第２３３号
埼玉県日高市大字高萩518番地３　ブランシュール202号室
債務者　川村　浩美
1　決定年月日時　平成29年５月23日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年７月18日まで
さいたま地方裁判所川越支部